

第 1 号

3月8日（金）

平成25年第1回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会改革調査特別委員会に付託中の議会改革にかかわる件について委員
会の中間報告の申し出について
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 議案第 1号 氷川町ふるさと振興基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 氷川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する
基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につい
て
- 日程第12 議案第 6号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定につ
いて
- 日程第13 議案第 7号 氷川町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める
条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める
条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準
を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
の制定について

- 日程第17 議案第11号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第17号 平成24年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第24 議案第18号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第19号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第20号 平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第21号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第22号 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第23号 平成25年度氷川町一般会計予算について
- 日程第30 議案第24号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第25号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第26号 平成25年度氷川町介護保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第27号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第28号 平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第29号 第一次氷川町総合振興計画（基本計画）の変更について
- 日程第36 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第37 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 三浦賢治	2番 田中照男
3番 江寄悟	5番 松田達之
6番 上田俊孝	7番 上田健一
10番 吉川義雄	11番 有田芳人
12番 片山裕治	13番 坂本悦男
14番 永田義昭	15番 笠原良一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 平山早苗

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	教育長 廣瀬 亀
総務課長 河崎澄男	企画財政課長 平 逸郎
税務課長 今田辰彦	町民環境課長 中島 正
健康福祉課長 山下 剛	農業振興課長 稲田和也
農地整備課長 河野正利	建設下水道課長 森田寿也
総務振興課長 甲斐貴裕	商工観光課長 前田昭雄
会計管理者 坂本京子	学校教育課長 西尾正剛
生涯学習課長 木本栄一	農業委員会事務局長 梅田光義
代表監査委員 遠山正敬	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第1回氷川町議会定例会を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠原良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番、片山議員、13番、坂本議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（笠原良一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（笠原良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元にお配りしました請願・陳情等一覧表のとおりです。

学校図書館の蔵書整備・充実に関する陳情書は資料を配付しております。

ふたたび被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める議会決議・意見書採択の願いは、文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、例月出納現金検査並びに補助金監査が実施され、その検査結果報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成25年第1回八代広域行政事務組合議会定例会、平成25年第1回八代生活環境事務組合議会定例会及び平成25年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議資料が提出されていますので報告します。

なお、この報告書及び会議資料は議会事務局に保管してありますので、ご自由に

閲覧願います。

次に、平成24年12月19日及び平成25年1月21日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、2月19日に、熊本県町村議会議長会第63回定期総会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議会改革調査特別委員会に付託中の議会改革にかかわる件について委員会の中間報告の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第4、議会改革調査特別委員会に付託中の議会改革にかかわる件について委員会の中間報告の申し出についてを議題とします。

議会改革調査特別委員会から、議会改革にかかわる件についてを中間報告したいと思えます。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革調査特別委員長が発言を許します。

上田委員長。

○議会改革調査特別委員長（上田健一君） 皆さんおはようございます。ただいまの議長の許しを受けましたので、議会改革調査特別委員会中間報告をいたします。

平成23年12月16日に設置した議会改革調査特別委員会のこれまでの調査、検討の中間報告をいたします。

議員、議会が本来やるべき役割を精査し、二元代表制を踏まえ、地方分権時代にふさわしく、より町民に必要とされる議会とするための調査・研究を行うこの特別委員会は、これまで10回の協議を重ねてきました。

申すまでもなく、議会は一つ目に、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること、二つ目に、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視する使命を担っています。

その議会を構成する我々議員は、住民全体の代表であり、奉仕者であって、議員の一言一句はとりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であるべきもので

す。常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を汲み取りながら議論を重ねて調査・研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して、時には住民に訴え、時には住民を指導して、その実現に積極的に努力することが大事です。

この特別委員会は、今申し上げました議会の使命の遂行と、議員がその職務を果たしているかを議論してきました。

第1点に、議会活動の根幹をなす委員会の機能ですが、氷川町議会は3つの常任委員会を設置し、その部門に属する事務の調査及び議案・陳情等を審査する権限を有しています。

今の氷川町議会の常任委員会のあり方を論議する過程において、我々議員が最も反省すべき点が、この常任委員会活動をほとんど行っていないということです。

これまでは全員協議会として、全議員が参加して協議を進めてきました。このことは、全議員が全事項について知り得、平等に発言の機会が与えられる利点がありますが、行政が複雑多岐となり、高度の専門知識を必要とする現在において、専門的な調査・研究をおろそかにするという欠点が生じています。

また、常任委員会を構成する人数が1委員会に4名となっています。これも人数が少なく十分な審議ができない欠点となっています。

議会本来の姿は委員会活動にあり、議論できる委員会にするためには、この常任委員会を2つに減らすことを確認しました。

第2点目に、議会を構成する議員の数について、現在の議員定数は14名です。しかしながら、死亡や辞職等もあって12名で構成された期間がほとんどです。議員には住民の声を町政に反映させる職責がありますが、現在員数の12名か、定数の14名か、そのいずれかという意見になりました。12名という意見では、現在員数が12名で、議会運営に支障はない。議員定数削減は全国的な流れで、熊本県内でも削減が進んでいる。区長会の要請は世論であり、町民は削減を望んでいるなどの意見がありました。

また14名という意見では、定数を削減することは、町民の声を町政に反映しにくくなる。定員が多いほうが立候補しやすい。区長会の要請にある経費削減は、定数を減らさずに報酬金額を下げたり、費用弁償を廃止したりする方法もある。今の議会はその使命を果たしていない。議会や議員のあり方が問われているのであって、その活性化が必要。人数を減らすことだけが改革ではない。1期の任期を定数14名で通したことはなく、次の議会において、活性化し使命を果たすために必要な人数が14名でないといけないのか、12名でできるのかを検証する必要がある。などの意見がありました。

このほか、議会情報の公開を図るため、ホームページによる議会会議録の公開を決定しました。

議会改革を進めるためには、まだまだ議会運営のあり方、議会機能の強化、情報の公開・共有、町民参加の推進など、多くのことを議論する必要があります。

町民の負託に応えられるべき議会及び議員となるために、この特別委員会がさらに議論を重ねていくことを確認し、議会改革調査特別委員長の中間報告といたします。

終わります。

○議長（笠原良一君） ただいまの委員長報告に対し、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） それでは、これをもって報告済みといたします。

-----○-----

日程第5 行政報告

○議長（笠原良一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。厳しかった寒さが和らぎ、梅の花が満開を迎え、その名もゆかしく弥生の春となりましたが、皆様方には日々ご活躍のこととお慶びを申し上げます。

本日は平成25年第1回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。議員各位には日頃より町政運営に当たりまして、格段のご理解とご協力をいただいております。心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、先日は議員研修に同行させていただきました。林農林水産大臣及び衆議院金子国土交通委員長に直接要望活動をすることができましたことは、大変意義のある、意味深いことであったというふうに思っております。心より感謝を申し上げます。

さて、本年度もいよいよ押しつまして、年度末を迎えるところでありますが、氷川町を振り返ってみますと、台風あるいは豪雨等による大規模な自然災害の発生もなく、比較的穏やかな年であったのかなというふうに思います。

一方、国内の情勢に目を転じますと、昨年7月12日に九州北部地方を襲った豪雨によりまして、阿蘇地方をはじめとしまして、県下各地で災害が発生をいたしました。被災をされました皆様方に改めてお悔みとお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧復興を願うものでございます。

また、昨年12月16日に執行されました第46回衆議院議員総選挙におきまして、自由民主党が単独で過半数を超える議席を獲得して大勝し、安倍政権のもと、3本の矢と称される大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3つを基本方針に、デフレ経済を克服するための経済政策を積極的に進められようとしています。

また、国外では、中国及び韓国でも指導者が変わり、新しい政治の流れが生まれようとしております。このように世界及び日本の政治、経済の動向が揺れ動く中、私ども氷川町といたしましてもこの現実を直視し、時代の流れを的確にとらえて、その流れを見誤ることなく堅実な行政運営をしていくことが求められているところでもあります。

さて、平成24年度につきましては課題解決に向けた実践の年と位置づけまして、5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方とともに活力のあるまちづくりに向け取り組んでまいりました。その結果について報告をいたします。

まず、1点目は活力のある産業の振興でございます。

農業振興の分野では各生産組織、営農組織を中核とした組織型農業を推進をしてまいりましたが、TPPへの参加に向けた動きがある中、その必要性が増しているというふうに感じております。新規の事業として新規就農総合支援事業に7戸の農家が取り組まれました。青年就農給付金といたしまして、後継者の総合支援、いわゆる育成に大いに役立ったものというふうに思っております。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業では、イチゴハウスの電照施設、ナシ園の黄色防蛾灯の整備等に取り組みをいたしました。

鳥獣被害防止総合対策事業におきましては、捕獲隊を編成し、有害鳥獣の駆除や電気柵等の設置を実施したところであります。

保育所等昼表需要拡大事業によりまして、町内の保育所等の昼張替え助成に取り組みをいたしました。なかなか取り組みが少のうございました。1つの保育園のみの活用にとどまっております。来年度以降の普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

氷川町農業元気づくり支援事業につきましては、葉たばこ病虫害予防対策をはじめ、イチゴ優良品種早期産地対策事業、吉野梨優良品種早期産地化、あわせまして減農薬対策等6つの事業を支援してまいりました。

3年目を迎えました戸別所得補償制度におきましては、667戸の農家が行われました。交付金額といたしましては、4億1,900万円の実績があるところでございます。

また、本年度も生産調整面積の再配分を行いました。48ヘクタールの作付けを確保したところであります。

安全・安心な農産物の供給体制と経営体の育成確保の構築を図るため、継続事業といたしまして、経営体育成支援事業に取り組み、本年度は73件、総事業費2億6,500万円の事業を実施をいたしました。農産物の集出荷施設、加工施設やハウス施設等の農業用施設の整備、トラクター、コンバイン等の農業用機械整備の充実・拡充が図られたところであります。

豊需要拡大推進事業及び農業後継者花嫁対策事業につきましては、氷川町農業振興協議会が主体となり実施をいたしました。豊表の張り替え補助につきましては、当初の計画どおりの活用がっております。花嫁対策事業におきましては、本年度2組のカップルが結婚まで至りました。いい結果が出たなというふうに思っているところであります。

氷川町竜北物産館のPOSのシステム、それから警備のシステム、この改修とトイレの洋式化につきましても施設整備が完了したところであります。

農業基盤整備事業の新規事業として取り組みました農業体質基盤強化促進事業では、柳の江地区排水路改修事業、下宮地区用水路ゲート改修事業及び農地の区画拡大事業0.9ヘクタール、暗渠排水事業201ヘクタール、客土事業11ヘクタールを氷川町土地改良区と連携をして実施をいたしました。

竜北地区の地籍調査事業の年次計画に基づき、順調に進捗をいたしております。現在、竜北地区の85%の調査が完了いたしまして、氷川町全体では91%の進捗率というふうになっております。

耕作放棄地解消に向けました耕作放棄地解消対策事業につきましては、2件の取り組みがっております。49アールの耕作放棄地が再生復元したところであります。

商工業振興対策につきましては、新規の事業として取り組みました住宅リフォーム促進事業につきましては大変好評でありまして、本年2月末現在で取り組み件数で98件、補助金額1,534万円、実工事費では1億5,300万円の実績となっております。町内の中小建設業及び商工業の支援と振興につながったものと感じております。

町内の購買力を高めるためのプレミアム付き商品券の発行を継続して行いました。町内の購買力向上に努めることができたというふうに感じております。

販売戦略商工会補助事業として位置づけましたネット販売販路拡大事業、地域資源活用特産品開発販路拡大事業等を町商工会へ委託いたしまして実施をいたしました。雇用の確保と消費の拡大が図られたものと思っております。

新たに取り組みました経営革新等推進特別事業には3つの企業が取り組まれ、経営革新セミナーや個別指導により、経営革新への動機づけと新たな事業展開に向けた計画・策定への支援を行ったところであります。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園等につきましては、氷川ツーリズム事業の資源として活用するとともに、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会等のイベント事業も盛会に開催をされました。地域経済の活性化につながったものというふうに感じております。

2点目といたしまして、安心して暮らせる福祉の町づくりであります。

疾病の早期発見、早期治療を促進をし、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るため、40歳、50歳及び60歳を対象に人間ドック受診費用の助成を行い、40歳から60歳までの5歳刻みの皆様方を対象に、大腸がん及び乳がん検診、20歳から40歳までの5歳刻みの女性を対象とした子宮がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券を発行いたしました。働く世代のがん検診の推進に役立ったものと感じております。

少子化及び定住促進対策といたしまして、中学3年生までの医療費の無料化、インフルエンザ予防接種につきましても助成対象年齢を拡大をいたしました。子育て世代の皆様方の負担の軽減につながったものと思っております。

地域子育て創生事業では継続をいたしまして、産前産後ホームヘルプ事業を実施をし、母親の精神的、肉体的な負担を軽減することができたというふうに思います。

高齢者対策といたしましては、ふれあいいきいきサロンを3年間で町内全地区での実施を目指し、普及推進を図っておりますが、本年度に新たな取り組みが2地区にとどまりました。あわせまして、25地区で現在実施をされているところであります。

食の自立支援事業におきましては、調理が困難な一人暮らし老人世帯あるいは高齢者世帯への昼食夕食につきまして、年間延べ3万1,000食の配食サービスの提供により、日常生活の支援を行いました。

高齢者住宅改造助成事業につきましては、3件の実績でありました。

災害時要支援者支援対策につきましては、民生児童委員の皆様方の協力を得て、要援護者の状況把握及び台帳整備を行い、関係者及び関係機関において情報を共有し、有事に備えているところでございます。

なお、少子高齢化は年々進行すると思われ。町社会福祉協議会との連携を図り、地域を地域で支える福祉の環境づくりを推進しているところでございます。

3点目といたしまして、人を育む教育の振興であります。

児童生徒の安全な教育施設整備を図るため、校舎等の耐震補強改修工事を計画的に実施しております。本年度は竜北東小学校校舎の改築を実施いたしました。既に完成をし、新しい校舎での授業が始まっております。

夏場の酷暑対策といたしまして、昨年度、小中学校の全教室に配備いたしましたスタンド式扇風機が本格的に本年度から活用されました。集中力の持続や熱中症の予防等、学習面及び健康面において効果があるということで現場の声をいただいているところであります。就学環境の改善につながったものというふうに思います。

要支援児童生徒教育支援事業及び学校支援地域本部事業にも継続して取り組んでおります。教育現場への直接的な支援により、就学環境の充実につながったものというふうに感じております。

八火図書館の整備につきましては、宮原振興局の敷地に図書館と事務所機能を持った複合施設を建設することで方針を決定をし、基本設計を完成させたところであります。広報誌等で町民の皆様あたりにも今周知を図ったところであります。今後、実施設計等に入っております。皆さん方のまたご意見をいただきながら、真にためになる図書館、事務所の建設に努めたいというふうに思っているところであります。

町内の文化史跡の保存の面から、大野窟古墳の国指定に向けた調査を継続的に実施してまいりました。いよいよ報告書が完成をし、今年1月に国指定へ向けた申請書を提出をいたしましたところであります。

総合型地域スポーツクラブ氷川スポーツクラブも2年目を迎えております。新たに3種目が追加をされまして、本年度10種目で活動がなされ、社会体育及び文化活動の振興に寄与していただいております。

4点目といたしまして、安全で快適な生活環境の町づくりであります。

生ごみの減量及び堆肥化による有効促進のため、電気式生ごみ処理機の購入助成を実施しております。本年度は残念ながら1台の導入しかございませんでした。当初予定をいたしました普及台数には及んでおりません。このあり方につきましても今後、しっかりと検証をするとともにぜひその普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

新たに取り組みをいたしました住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましては、太陽光発電施設2件、太陽熱利用施設2件、計の4件の利用にとどまりました。このことにつきましても、少しそのあり方を検討する必要があるのかなというふうに思っております。

また、生活安全推進室の機能を生かしまして、雇用相談それから多重債務相談の

拡充をはじめ、氷川地区少年警察ボランティア協議会、消防団、PTA、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会の皆様方のご協力をいただきまして、防犯ボランティア活動によりまして地域防犯体制の充実が図られております。このことにつきましては、それぞれの関係機関の皆様方のご努力に心から感謝を申し上げますとともに、今後もぜひご支援をいただきたいというふうに思っております。

昨年9月には氷川町が誕生いたしまして初めてとなります総合防災訓練を実施をいたしました。多くの皆様方に参加をいただきました。参加をいただきました皆様方を初め、町民の皆様方への防災意識の啓もうにつながったものと感じております。

八代広域消防本部管内の消防力の強化を図るため、鏡消防署氷川分署を平成27年から平成29年の3年間で整備することといたしました。八代広域消防施設整備計画へその年度、明記をされたところであります。

既存橋梁の長寿命化修繕計画、住宅建築物耐震及び改修促進計画並びに公営住宅等長寿命化計画の策定をいたしましたので、今後はその計画に基づいた具体的な取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

下水道事業につきましても、普及率が85.4%まで達成をすることができました。集落内の道路、排水路整備も区長様方のご協力をいただきながら、地区要望と氷川町道路整備基本計画との整合性を図りながら整備を進めております。

また、広域アクセスのための幹線道路の整備や生活幹線道路ネットワークを確立し、町民生活における交通環境の改善及び産業の振興、救急医療や弱者支援に寄与する道路整備も考えているところでありまして、実施をしているところであります。その一環といたしまして、スマートインターチェンジ事業につきましても、その事業を計画的に進めております。名称につきましては、宇城氷川スマートインターチェンジとすることで、最終決定作業が進められているところであります。

文化財調査も完了し、用地買収も7割程度の進捗であります。一部アクセス道路工事を既に発注をし、実施をいたしております。なお、本体工事につきましては、ネクスコ西日本が工事の主体となりまして、これも昨年11月から工事が進められております。

最後に、住民自治を支える行政運営であります。

1行政区1区長制度も軌道に乗りつつございます。地区住民の皆様方のご理解とご協力によりまして、それぞれ円滑な地区運営が図られているところであります。住民との協働による町づくりを進めるため、毎年、町政懇談会を実施をいたしております。今年度も13カ所で実施をいたしましたが、地域の課題あるいは町政に対する貴重なご意見を拝聴することができました。

第一次氷川町総合振興計画の基本計画につきましては、氷川町総合振興計画策定審議会へ諮問をし、答申を受け見直しをしたところであります。今議会にその見直し案につきまして提案をいたしております。どうぞご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

地区別計画につきましても、各地区ごとに進捗状況等を精査をしていただき、見直しを行ったところでございます。

行政情報の提供につきましても努力をいたしております。町長交際費の公開、町広報誌や町ホームページにより、町の例規集また身近な情報につきましても情報発信を行っているところであります。

男女共同参画の面では、氷川町男女共同参画推進懇話会の主催によります女性模擬議会が開催をされました。町政に対しまして、直接女性の皆様方のご意見を聞かせていただいたことは大変有意義なことであったというように思っております。今後も機会をとらえてそういった意見の集約に努めてまいりたいというふうに思います。

入札制度の改革にも取り組みをいたしました。条件付き一般競争入札制度の導入などの改善を図ることといたしました。本議会中に皆様方にもご説明をさせていただきます。

また行政改革プランの完全実施を目標として、改革の取り組みを進めているところであります。

大空町との友好10周年記念行事といたしまして、両町の祭りを通して人と物産の相互交流を図ったところであります。あわせまして災害時相互応援協定を締結をいたしました。これからもさらに友好のきずなを深めてまいりたいというふうに思っております。

以上、5つの町づくり戦略を掲げ、最善を尽くして参りましたが、議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係組織、機関のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励をしたことにより、相応の効果を得ることができたと、行政運営であったというふうに考えております。

以上、本年度を振り返りましての行政報告とさせていただきます。

○議長（笠原良一君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第 6 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 議案第 1号 氷川町ふるさと振興基金条例の制定について

日程第 8 議案第 2号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 9 議案第 3 号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 氷川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 氷川町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8 号 氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9 号 氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について
- 日程第 16 議案第 10 号 氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 12 号 氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 13 号 氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 14 号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 15 号 氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 16 号 氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 24 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 24 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 24 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 24 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3

号) について

日程第 27 議案第 21 号 平成 24 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 28 議案第 22 号 平成 24 年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第 29 議案第 23 号 平成 25 年度氷川町一般会計予算について

日程第 30 議案第 24 号 平成 25 年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第 31 議案第 25 号 平成 25 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 32 議案第 26 号 平成 25 年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第 33 議案第 27 号 平成 25 年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第 34 議案第 28 号 平成 25 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

日程第 35 議案第 29 号 第一次氷川町総合振興計画 (基本計画) の変更について

日程第 36 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 37 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 38 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 (笠原良一君) 日程第 6、承認第 1 号、専決処分の報告及び承認についてから、日程第 38、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (藤本一臣君) それでは平成 25 年度に向けました施政方針及び今定例会に提案をいたしております議案の提案理由の説明をさせていただきます。

日本の経済はギリシャの財政問題に端を発する欧州債務危機の影響による世界経済の減速や急速な円高、株価の変動などが国内経済にも大きな影響を与え、先行き不透明な状況が依然として続いております。

また、国の財政状況は、平成 24 年度末には長期債務残高が一般会計予算額の約 2 分の 1 以上にも相当する額が増加をする見込みとなっており、大きく悪化をいたしております。このような中、国は安倍政権のもと、3 本の矢と称される大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の 3 つを基本方針としたデフレ経済を克服するための経済政策を積極的に進めるといたしております。

あわせて平成 25 年度予算につきましては、中期財政フレームに定められた歳出の大枠を超える予算が現在審議中であります。地方財政につきましては、必要な財源は確保するとされているものの、人件費に充てる地方交付税を約 4,000 億円削減する予算案関連法案も同時に審議をされている状況であります。

一方、熊本県もまた数次にわたる行財政改革により、行政体制の整備や財政健全

化の取り組み、財政調整基金、4基金の増加など初期の目標を達成をいたしたものの、県が示しました平成25年度当初予算の大まかな収支見通しでは、災害関連事業の増数などもあり、財源不足が見込まれており厳しい状況には変わりのない状況であるというふうに認識をいたしております。

このような国、県の政策あるいは財政状況を踏まえまして、平成25年度氷川町一般会計予算につきましては、将来の歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位の厳しい選択を行う一方、町政発展の礎を築くために重要と考えられる事業につきましては、国・県の緊急経済対策費や地域の元気臨時交付金等の活用を図り、必要な財源を確保することとし、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比7.2%増の総額60億5,074万6,000円といたしました。

歳入といたしては、国・県支出金、町税が増加をし、不透明な地方交付税は横ばい、地方贈与税及び地方特例交付税は減少すると見込みました。財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行い、町債につきましては必要最小限度にとどめたところであります。

歳出では、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費を増額予算といたしました。それ以外は横ばい及び減額としたところであります。

氷川町が誕生いたしまして8年目を迎えております。いよいよ合併の真価が問われる大切な時期を迎えております。平成25年度は、町政発展に向けた飛躍の年と位置づけまして、当面する課題を解決するとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点を持ち、氷川町総合振興計画の基本理念に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会のご協力をいただき、町民の皆様方とともに活力のある町づくりに向けた町政の展開を行ってまいり所存でございますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

まず、1点目といたしましては、活力ある産業の振興であります。安定した生活基盤を確保するためには何といたしましても基幹産業であります農業、商工業に活力がなくてはなりません。農業振興策といたしましては、TPP参加交渉等の動向に注視をしつつ、足腰の強い農業経営を図るため、これまでどおり各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進をしております。とともに共同経営を視野に入れました集落営農組織の育成、これがなかなか進んでおりません。やはり足腰の強い農業を推進するためには、足腰の強い組織をつくる必要もあると思えます。あるいは個々の農家のそういった経営力をアップする必要があると思えます。そういった支援を図ってまいりたいというふうに思います。

新規の事業といたしまして、い業機械再生支援事業を創設をいたします。い業関

連機械の維持管理費を支援することによりまして、生産機械の長寿命化を図りたいというふうに思っております。

昨年取り組みが少なかった保育所等昼表需要拡大事業につきましては、今日の熊日新聞の社会面でございましたか、県立大学の北原教授の記事が載っております。昼教室で好感度アップという記事でございました。それぞれ昼の教室を導入をして学生の意見の調査を行ったと、やっぱり昼の教室は好感度であったという報告でありました。昼の効能等の周知を深め、町内の保育所等への普及を図ってまいりたいというふうに思っております。

経営安定推進事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業並びに鳥獣被害防止総合対策事業等につきましても、国・県の事業等を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備及び鳥獣被害防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業につきましては、イチゴのダニ予防対策、酪農業の性判別精液活用推進事業等、5つの対策を新たに加え、葉たばこ病虫害予防対策及び露地野菜病虫害対策とともに事業を展開してまいります。

これまで準備を進めてまいりました献穀事業にも取り組むことといたしております。この事業を機に、特産でありますもち米をはじめ、氷川町の農産物のPRとブランドの向上を目指したいというふうに思います。また、継続の事業といたしましては、経営所得安定対策事業、経営体育成支援対策事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化事業、い草昼表生産体制強化緊急対策事業、日本産ブランド輸出促進事業をはじめ、農地の利活用の調整、利活用状況の調査等を行います農業委員会の機能を充実をします農地制度実施円滑化事業にも継続的に取り組んでまいります。

農業経営安定化と農家負担の軽減を目的としました農業収入安定化事業につきましても、共済掛金の助成率を45%に据え置いたところでございます。

ナシの農家につきましては、これまで一部の共済加入が認められておりましたが、全面積の加入がいわゆる原則ということになっておりまして、加入面積の増加が認められますので、それに匹敵する予算の拡充を行ったところであります。

農業基盤整備事業として、繰り越し分の地区排水路改修事業、暗渠排水事業、客土事業をはじめ、国営造成施設管理体制整備促進事業及び農地・水保全管理支払交付金事業等につきましては、これまでどおり氷川町土地改良区と連携をして実施してまいります。

新規の事業といたしまして、網道地区の幹線排水路の浚渫工事、柵地区ため池取水口改修工事及び農道有佐1号線舗装工事を実施をいたします。

長年の懸案事項であります竜北地区の排水対策につきましては、昨年、竜北地区

排水対策協議会を立ち上げまして、現在関係区長様、関係土地改良区理事様を交えて検討中でございます。25年度内には方針を決定をし、事業化に向けた取り組みを始めたいというふうに考えております。

地籍調査事業につきましても年度計画に基づき、大野地区の一筆調査事業を実施をいたします。

商工業振興策といたしましては、昨年から始めました住宅リフォーム促進事業に取り組み、中小建設業者の支援と町内商工業者の振興を図ってまいります。昨年の実績を踏まえました予算の計上となっております。

ネット通販販路拡大事業、地域資源活用特産品開発販路拡大事業を販売戦略商工会補助金として継続して補助金を交付をいたします。また、経営革新等推進特別事業の取り組みにつきましても、企業数を倍増いたしまして、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革新を支援してまいりたいというふうに思っております。

プレミアム付き商品券の発行につきましても継続をして実施をいたします。町内における購買力の向上を目指しております。宮原地区中心市街地再整備につきましても、民間活力を最大限に活用するとともに、必要な環境の整備を行ってまいります。企業誘致活動につきましても、今積極的に誘致活動を行っているところであります。県企業立地課と連携を図りながらその実現に向け、さらに積極的に活動を展開してまいりたいというふうに思っております。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園につきましても、せっかくの町の資源でございます。ツーリズム事業の一つの資源として、これからも相互に連携をしながらその活用を図りたいと思っております。

あわせて、新たな事業として氷川町フットパスづくり事業に取り組みをいたしまして、新たな観光資源の創出を目指したいというふうに思っております。

梨マラソン大会やヘラブナ釣り大会、各種イベントにつきましても参加者を増やす工夫をしつつ開催をし、地域経済の活性化に役立ててまいりたいというふうに思います。

2点目に、安心して暮らせる福祉の町づくりであります。生活の安定は健康づくりという視点から疾病の早期発見、早期治療をさらに促進をし、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るために、健診事業をさらに強化・推進をしております。昨年からはじめました枠を拡大いたしました人間ドックにつきましても、本年度も40歳、50歳、60歳を対象といたします。あわせて乳がん検診、大腸がん検診、女性を対象といたしました子宮がん検診の無料化につきましても、対象者数枠を増員をして実施をしてまいりたいというふうに考えております。

少子化及び定住促進対策といたしまして、継続して医療費の無料化を中学校3年生までを対象年齢といたします。助成の方法を少し変えたいというふうに思っております。これまで申請償還払い、いわゆる病院でお金を払って領収書をいただいて、それを役場の窓口を持って来て償還払いをいたしておりましたが、直接医療機関での窓口での現物給付という方法に変えたいと思っております。窓口で無料化になるということをごさしまして、利用者の皆様方の利便性それから効率性の向上につながるものというふうに考えております。予防接種につきましても1歳から15歳までの対象を継続して実施をいたします。

また、子育て世代の母親の精神的、身体的負担を軽減するために行っております、産前産後ホームヘルプ事業を継続して実施をいたしますとともに、未熟児養育医療給付事業を新たに創出をして支援をまいります。

また、子ども子育て支援計画策定に向けたニーズ調査を実施をいたします。これは今後のいわゆる保育園あるいは幼稚園、そういった経営に対します今後の計画を町として方針を立てなくてはなりません。それにあわせてニーズ調査をまず行わせていただきたいというふうに思っております。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業を継続して実施をするとともに、新たに障害者自動車運転免許取得車両改造助成事業並びに難聴児補聴器購入助成事業を新たに組み込むことといたしました。特にいきいきサロン事業につきましては、町内全地区での実施を目指した3カ年計画の最終年度でございます。全地区の立ち上げを目標として積極的に推進をしてみたいというふうに思っております。

役場本庁舎、文化センター、健康センターの障害者用駐車場に屋根付きカーポートを設置をし、雨天時におきます利便性の向上を図りたいというふうに思っております。

昨年度、策定をいたしました氷川町国民健康保険財政健全化計画に基づき、国民健康保険事業の円滑な運営につきましても、その運営の円滑化を図ってまいりたいというふうに思います。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画の見直し作業を現在行っております。その計画を踏まえました町社会福祉協議会との連携、あるいは地域を地域で支える福祉のまちづくり、そういった確固たる組織あるいは方法、そういったものを皆様方とともにご意見を聞きながらつくり上げてまいりたいというふうに思っているところであります。

医療費の抑制と疾病を予防するためには、先ほど言いました住民健診の健診率の向上、あわせて食の部分から皆様方の健康を守るという観点で管理栄養士を継

続して雇用し、活用してまいります。保健予防活動を充実・強化してまいりたいというふうに思っているところであります。

3点目に、人を育む教育の振興であります。これまでどおり、それぞれ学校施設の耐震補強改造工事を計画的に実施をしております。25年度は氷川中学校の校舎及び竜北中学校の体育館の耐震補強大規模改造工事を実施をいたします。

また、平成26年度に施工予定であります竜北西部小学校特別教室校舎及び竜北中学校校舎の耐震補強大規模改造の実施設計を本年度策定をいたしたいというふうに思っております。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業、地域ぐるみでの学校運営を支援します学校支援地域本部事業につきましても、これまでどおり取り組みを行いまして、さらに充実を図り取り組んでまいりたいというふうに思っております。

学校給食調理場のトイレそれからシンクの改修工事を行いたいと思っております。衛生面の向上を図る目的であります。また、各学校の図書購入費の金額を増額をいたしております。これまでの1.5倍の額相当の増額を行っております。それぞれ学校の図書の購入に充てていただきたいというように思います。

また、学校施設の整備、修繕あるいは備品の購入につきましては、学校現場の要望を尊重した予算の計上といたしております。

八火図書館の整備につきましては、既存の宮原振興局新館の改造工事それから本館の解体工事を25年度で実施をいたします。新たに建設をいたします八火図書館の実施設計につきましても25年度で策定の予定であります。図書館本体は26年度施工という計画であります。

総合型地域スポーツクラブひかわスポーツクラブが発足をいたしましてもう3年目となります。それぞれ組織の強化が今行われておりますけれども、今後も会員の拡大を目指しまして取り組みの種目をさらに2種目を増やし、12種目を実施をいたします。あわせまして町体育協会との連携を図りながら、社会体育及び文化の振興につなげてまいりたいというふうに思っております。

4点目は、安全で快適な生活環境の町づくりであります。

地域環境への負荷軽減による自然と共生する町づくりを目指しまして、現在行っております太陽光発電施設等の助成につきましては、積極的に来年度もその普及を進めてまいりたいというふうに思っております。今年導入が少のうございました今年度、やっぱりそれなりの原因があるのかなと思っておりますが、そういったところにつきましてはどうぞ皆様方のご意見をいただきながら、この助成の方法等につきましてもさらに精査をすべきかなというふうに思っております。

電気式の生ごみ処理機購入助成につきましても、来年度も実施をいたします。今年度少のうございました。しかしこのことは、生ごみの減量化には大いに役立つ事業だろうと思っておりますし、それぞれの購入者の皆様方のご負担もごさいますが、ごみの減量化という面ではですね、ぜひ皆様からのご支援もいただきたいというふうに思っております。

また、ここ一昨年から問題となっております八代市が建設予定の新たな環境センターでの広域のごみ処理問題につきましても、現在、氷川町、八代市、八代生活環境事務組合三者による協議を進めているところであります。さらに協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

防災防犯対策といたしましては、災害用備蓄品が現在、氷川町においては皆無の状態であります。したがいまして、学校給食調理場北側にあります現在の体育倉庫を解体をし、新たに備蓄倉庫の建設を図るべく現在その事務を進めているところであります。これにつきましても、国・県の補助事業等、交付金事業等採択を受けまして進めてまいりたいと思っております。その折にはまた皆様方をお願いをいたしたいというふうに思います。

消防団及び自主防災組織を核といたしました地域防災体制のさらなる充実、また地域ぐるみで見守る防犯体制の確立を図ってまいります。特に消防団につきましては、団員の確保が現在課題となっております。639名の団員を確保すべく、それぞれ地域の皆様方にもお願いをしてまいりたいと思っております。どうぞ議員各位のご支援もいただきたいというように思います。あわせまして、消防団組織の再編の是非につきましてもそろそろ検討する時期に来ているのかなと思っております。あわせまして検討を始めさせていただきたいというように思います。

下水道事業につきましても、計画に沿って計画的に促進をしてまいります。あわせまして宮原処理区の施設につきましてもかなり老朽化が進んでおります。今後のあり方につきまして、今年度で八代北部流域下水道への編入も視野に入れた調査を行いました。調査結果も出ております。そういった八代北部流域下水道への編入を視野に入れた検討も今後進めてまいりたいというふうに思っております。集落内の道路及び排水路につきましても、本年度同様、町が策定をいたしました基本計画、それからそれぞれ各地区からの要望、その整合性を図りつつ、国・県の事業を積極的に活用しながら優先順位をつけて整備を行ってまいりたいと思っております。

町が管理をいたします既存の橋りょうにつきましては、平成24年度で長寿命化修繕計画を策定をいたしましたので、その計画に基づく来年度以降の整備に向けた準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

町内の住宅建物等の安全性の確保と耐震性の向上を図るために平成24年度で住

宅建築物耐震改修促進計画を策定をいたしましたので、個別の住宅耐震診断事業、アスベスト調査分析事業につきまして予算を計上したところであります。今後要望を取りながら進めてまいります。また、公営住宅等長寿命化計画につきましても本年度計画を策定をいたしました。その計画に基づき、今後どのような形で整備を進めていくかと、その整備に向けた準備を25年度で図ってまいりたいと思っております。

宇城市、ネクスコ西日本との共同事業でありますスマートインターチェンジ事業につきましては、財源の確保を図りつつ、いわゆる来年度末25年度末の完成に向けて、今全力を傾注をして取り組んでいるところでありまして、今後も全力を傾注して取り組んでまいります。

最後に、住民自治を支える行政運営の推進であります。行政運営には必要性、計画性、実行性、継続性、創造性が重要と考えております。第一次氷川町総合振興計画の後期5年間の計画の策定、地区別計画の見直し作業が完了いたしましたので、それぞれの計画を基本に行政運営を進めてまいります。住民主役の町づくりを進めていく上では、やはり町民の皆様との対話と協調が重要であります。本年度も町政懇談会を開催をし、皆様方のご意見を賜りたいと思っております。また、情報はお互いに正確な情報を共有する必要がございます。情報の発信につきましても、これまで以上に進めてまいりたいというふうに思います。

堅実な行財政運営を行うためには、行財政改革も必要でございます。改革プランに沿った改革を今後も進めてまいります。ただプランができましたもう既に長い年月が経っております。やはり改革プランの見直しも必要であるのかなというように思っておりますので、プランの見直しをしつつ必要な改革を進めるという姿勢で臨んでまいります。

自主財源を確保することは行政運営をする上では大変重要なことでございます。特に税の徴収につきましては、これまでも力を入れてまいりましたが、今後も力を入れてまいりたいというように思っております。税の滞納処理及び収納の効率化を図るため、滞納整理支援システムを導入をし、収納率の向上を目指してまいります。さらに効率のよい、機能的な行政組織とするため、役場の機構の改革、職員の実力の開発にも全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

友好町であります大空町との友好関係につきましては言うまでもなく、これまでどおりそれぞれ人の交流、物の交流をさらに活発化をさせまして、友好のきずなを深めてまいりたいというふうに考えております。

以上、5つのまちづくり戦略を平成25年度の町政運営の基本方針としまして、私が掲げております安心して暮らせ、幸せを実感できる氷川町の創造を目指し

て、全身全霊を傾注をし、危機感と緊張感を持って取り組んでまいり所存でございますので、議員各位をはじめ町民の皆様方にもより一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは承認1件、条例の制定その他17件、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算6件、平成25年度一般会計及び特別会計予算6件、諮問3件でございます。

承認第1号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更につきまして、同文議決の必要があり急を要しましたので、本年2月19日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第1号は、氷川町ふるさと振興基金条例の制定であります。八代広域行政事務組合のふるさと市町村圏振興基金事務の廃止に伴い、返還される基金につきまして、氷川町総合振興計画に定められた観光開発、人材育成活用、地場産業振興の事業に要する経費の財源に充てるため、関係条例を制定するものでございます。

議案第2号は、氷川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定でありまして、権限移譲に伴います新たな法律の施行による介護保険法の改正に伴い、関係条例の制定をするものでございます。

議案第3号は、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定でありまして、これも新たな法律の施行によります介護保険法の改正に伴い、関係条例を制定するものでございます。

議案第4号も、氷川町指定地域密着型サービス事業等の指定に関する基準を定める条例の制定でありまして、同様に新たな法律の施行による介護保険法の改正に伴い、関係条例を制定するものであります。

議案第5号につきましては、氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、関係条例を制定するものであります。

議案第6号は、氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定でありまして、これも新たな法律の施行による道路法の一部改正によりまして、関係条例を制定するものであります。

議案第7号は、氷川町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定でありまして、新たな法律の施行による道路法の一部改正に伴い、関係条例を制定するものであります。

議案第8号は、氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制

定でありまして、これもまた新たな法律の施行による河川法等の一部改正に伴い、関係条例を制定するものであります。

議案第9号は、氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造基準を定める条例の制定でありまして、新たな法律の施行による高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を制定するものであります。

議案第10号は、氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定でありまして、これも新たな法律の施行による下水道法の一部改正に伴い、関係条例を制定するものでございます。

議案第11号は、固定資産税の減免規定を見直すことに伴い、氷川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、児童医療費の助成方法を現物給付に変更することに伴い、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第13号は、法律の名称変更に伴い、氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第14号も、法律の名称改正に伴い、氷川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号は、新たな法律の施行により公営住宅法等の一部改正に伴い、氷川町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号は、宅地開発基金を廃止するため、氷川町宅地開発基金条例を廃止するものでございます。

議案第17号から議案第22号までは、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正をお願いするものでございます。なお、一般会計補正予算（第6号）におきましての増額補正につきましては、国の補正予算に伴う農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、農業基盤整備促進事業並びに教育費の竜北中学校体育館耐震補強大規模改造事業に係る予算計上分でございます。

議案第23号は、平成25年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出の総額をそれぞれ60億5,074万6,000円とするものであります。

歳入面では固定資産税の伸びが見込めるため、町税が前年度より約1,000万円の増額、不透明な地方交付税は前年度並み、地方贈与税と地方特例交付金は若干の減少と見込みました。国県支出金は事業量の増大による約3億7,500万円の増額を見込み、町債はほぼ前年度並みの3億9,700万円といたしました。

全体の補填として財政調整基金から繰り入れを前年度とほぼ同額の3億900万

円としたところであります。

歳出では総務費で前年度より約1億5,700万円の増額でありまして、宮原振興局新館の改修及び本館解体に伴うものであります。民生費で前年度より約7,400万円の増額であります。介護基盤緊急整備特別対策事業、施設開設準備経費補助事業、介護保険繰入金及び障害者の自立支援事業に係るものであります。農林水産業費で前年度より約9,500万円の増額でありまして、国・県の事業を活用した事業量の伸びに伴うものであります。土木費で前年度より約1億2,300万円の増加であります。道路維持、修繕、新設改良費、スマートインターチェンジ事業に伴うものであります。議会費、商工費、教育費及び公債費も前年度より若干の増額であります。一方、それぞれ前年度に比べ、衛生費で7,600万円の減額、消防費で1,200万円の減額といたしました。

歳入の主な予算は、町税の8億4,983万9,000円、地方交付税27億2,000万円、国庫支出金7億7,865万5,000円、県支出金5億2,539万円、繰入金3億966万6,000円、町債の3億9,700万円でございます。

歳出の主な予算は、総務費13億7,271万5,000円、民生費12億6,981万8,000円、衛生費9億554万1,000円、土木費9億3,751万8,000円、公債費5億4,993万5,000円でありまして、対前年比7.2%の伸びでございます。

議案第24号は、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ19億8,139万1,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして、国民健康保険税4億4,927万2,000円、国庫支出金5億5,403万6,000円、前期高齢者交付金3億3,092万1,000円、繰入金1億6,209万9,000円であります。

歳出の主な予算は、保険給付費13億1,075万3,000円、後期高齢者支援金等2億6,024万9,000円、共同事業拠出金2億4,698万7,000円で、対前年度比0.5%の減少であります。

議案第25号は、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ1億5,278万4,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、後期高齢者医療保険料1億462万8,000円でございます。繰入金4,447万5,000円で、歳出の主な予算は、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,885万円でございます。対前年比3.1%の伸びでございます。

議案第26号は、平成25年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ13億6,422万8,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして保険料2億2,865万1,000円、国庫支出金3億6,213万1,000円、支払基金交付金3億8,038万6,000円、歳出の主な予算は保険給付費13億1,062万7,000円でございます。対前年度比8.8%の伸びでございます。

議案第27号は、平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ7億7,269万4,000円とするものでございます。

歳入の主な予算といたしまして使用料及び手数料1億1,233万2,000円、国庫支出金1億4,980万円、繰入金3億1,834万1,000円、町債1億6,850万円で、歳出の主な予算は公共下水道事業費4億9,606万8,000円、公債費2億7,367万円でございます。対前年度比8.2%の減少であります。

議案第28号は、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ3,924万2,000円とするものであります。

歳入の主な予算は繰入金3,915万8,000円、歳出の主な予算は公債費3,880万9,000円でございます。対前年度比2.3%の減少でございます。

議案第29号は、第一次氷川町総合振興計画（基本計画）の変更についてでありまして、地方自治法の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号から第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠原良一君） 10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第1号から諮問第3号まで一括で関係課長の説明を求めます。要点を踏まえ簡潔に説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） それでは議案書をご覧いただきたいと思います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めます。

1ページめくっていただきまして、これは熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。これにつきましては、平成25年2月19日に専決処分としております。

変更内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体であります益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が平成25年3月31日をもって解散し、同日限りで組合から脱退するために組合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第1号、氷川町ふるさと振興基金条例の制定についてです。

氷川町ふるさと振興基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

八代広域行政事務組合のふるさと市町村圏振興基金事務の廃止に伴い、返還される基金について、観光開発に関する事業、人材育成活用に関する事業、または地場産業振興に関する事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法の規定により条例を制定するものです。

この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第2号、3号、4号、6号、7号、8号、9号、10号、15号につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、施設公物の設置管理基準の見直しについては、これまで国の法令で定めていた基準のいくつかが地方公共団体の条例へ委任されることになりました。このことを受けて先ほど申し上げました9つの議案における条例を制定する必要があり、今議会に上程するものでございます。

まず、議案第2号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは先ほど申し上げました国からの委任に伴うところでの条例の制定です。

本条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があるため制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第3号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先ほど述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があるため、制定するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第4号、氷川町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先ほど述べました改革関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める必要があるため、制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第5号、氷川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、法の規定に基づき、氷川町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的に条例を制定するものです。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

続きまして、議案第6号、氷川町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先ほど述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道を新設または改築する場合における町道の構造の一般的技術基準を定める必要があるため、制定するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第7号、氷川町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議

会の議決を求める。

この条例は、先ほど述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、氷川町が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める必要があるため、制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第8号、氷川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先ほど述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による河川法等の一部改正に伴い、氷川町が管理する準用河川の河川管理施設または工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定める必要があるため、制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第9号、氷川町移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先に述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、本町が管理する町道に係る道路移動等円滑化基準を定める必要があるため、制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第10号、氷川町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について。

本条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先ほどから述べておりますように、改革推進関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、これまで国の基準で全国一律に定められていた公共下水道施設の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準について、それぞれ政令で定める基準を参酌して地方自治体が条例で定めることとなったため、新たに条例を制定するものであります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第11号、氷川町税条例の一部を改正する条例について。

氷川町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは、固定資産税の減免規定に1号を加えたものでございます。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号、氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

氷川町児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは、児童医療費助成の助成方法を現物給付に変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第13号、氷川町障害者介護認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは、平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行することに伴い、現在の障害者自立支援法の名称の変更がなされるため、条例の一部を改正するものです。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第14号、氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは、平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行することに伴い、現在の障害者自立支援法の名称等の変更がなされるため、条例の一部を改正するものです。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第15号、氷川町営住宅条例の一部を改正する条例について。

本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

この条例は、先に述べました改革推進関係法律の整備に関する法律による公営住宅法等の一部改正に伴い、町営住宅の整備基準等を定める必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

続きまして議案第16号、氷川町宅地開発基金条例を廃止する条例について。

氷川町宅地開発基金条例（平成17年氷川町条例第54号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

これは、有佐駅前団地第2期分譲地の完売と現在宅地開発の計画がなく、また基金残高が1万1,000円余りと少額で、会計監査で適切な基金のあり方について検討するよう指摘があったことを受けまして、十分検討した上で基金を廃止することとし、廃止する条例を上程するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上、条例制定及び改正につきましての説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第17号につきましてご説明いたします。

平成24年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正予算第6号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず開けていただきまして、1ページ、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6億5,034万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,088万2,000円とする補正予算であります。

あらかじめお断りしておきたいと思いますが、増減額の大きな項目、新規の事業等を中心に説明いたしますのでご了承を願います。

まず、繰越明許費からご説明いたします。6ページをご覧ください。25款、農林水産業費、農業体質強化基盤整備促進事業、農業水利施設保全合理化事業、農業基盤整備促進事業の合計4億2,522万円につきましては、国の補正予算第1号によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものです。なお、竜北中体育館耐震補強・大規模改造事業2億4,446万9,000円も同様の理由で繰り越しをいたします。35款、土木費、町道吉本本山線改良事業2億4,550万8,000円につきましては、工事請負費公有財産購入費等で関係機関との調整の遅れ、用地の相続整理、土地境界の確認等に期間を要し、年度内完了が見込めないために繰り越すものです。

次に歳入を説明いたします。10ページ。5、10、5、5節、現年課税分1,660万円は、九州新幹線の構造物の償却資産分となります。

14ページ、45、5、5、5節、地方交付税1億5,423万1,000円は、交付税の決定額によるものです。同ページ、55、5、5、5節、農業費分担金3,540万円は農業体質強化基盤整備促進事業分担金として、客土事業にて5

0%、水路改修事業で5%の分担金が発生します。

18ページ、65、10、5、5節、総務費補助金、地域の元気臨時交付金1,448万円は、国の補正予算によるもので、農業水利施設保全及び基盤整備事業分です。20目、農林水産業費国庫補助金、5節、農業費補助金3億2,810万円は、農業体質強化基盤整備促進事業補助金等で30ヘクタールの客土及び170ヘクタールの暗渠排水工事分です。

19ページ、65、10、35、13節、学校教育補助金7,013万5,000円は、竜北中体育館の耐震大規模改修事業分です。

24ページ、75、10、15、5節、有価証券等売却収入は八代広域行政事務組合の解散により、以前出資しておりました八代ふるさと市町村圏基金出資金1億987万2,000円分です。同ページ、85、10、5、5節、財政調整基金繰入金2億3,000万円の減額は、基金の取り崩しを予定しておりましたが、交付税やその他収入の増額があり、基金を取り崩す必要がなくなりました。

25ページ、95、20、5、5節、雑入、八代ふるさと市町村圏基金精算金（熊本県出資分）1,220万8,000円は、熊本県が出資しておりました1億円を振興基金として運用することで、町に助成することとなりました。3月議会で、本議会でふるさと振興基金条例を制定し、基金として積み立てを予定しております。

26ページ、99、5、20、15節、合併特例債4,360万円の減額は、町道吉本本山線改良事業分です。教育債、10節、合併特例債3,530万円及び15節、緊急防災・減災事業債1億2,120万円は、竜北中体育館耐震補強・大規模改造事業分です。

以上で、歳入についての説明を終わります。続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

27ページをご覧ください。10、5、5、2節、給料1,788万8,000円の減額につきましては、副町長の給料分と職員の育児休業分です。

29ページ、19節、負担金補助及び交付金561万3,000円の増額は、熊本県派遣職員負担金等によるものです。

30ページ、17節、公有財産購入費6,656万9,000円の増額は、土地開発基金の財産になっております16件の用地について、一般財源で買い戻し、行政財産とするものです。今回、八代ふるさと市町村圏基金出資金1億987万2,000円分が戻ってまいりますので、それを財源として充てて残金は財政調整基金に積み立てを予定しております。

35ページ、50目、財政調整基金費、25節、積立金は、9,702万円を基

金に積み立てを予定しております。同ページ、下から2段目、90目、ふるさと振興基金費、25節、積立金は、1,220万8,000円をふるさと振興基金に積み立てます。

42ページ、20節、扶助費1,585万円の増額は、給付費事業の実績による減額と障害福祉サービス費等の増額によるものです。

50ページ、19節、負担金及び交付金1,556万2,000円の減額は、農業機械や設備等の実績、青年就農給付金や農地集約等の実績によるものです。

51ページ、15節、工事請負費1億3,270万円は、農業体質強化基盤整備促進事業費として客土工事30ヘクタール、排水路改修工事、氷川大堰周辺の護岸のフェンス改修工事等です。同ページ、19節、負担金及び交付金2億6,374万7,000円の主なものは、52ページの上から4段目にあります氷川土地改良区補助金として、暗渠排水工事170ヘクタール分と区画拡大工事に伴うものです。

56ページ、13節、委託料1,117万2,000円の減額は、町道吉本本山線道路改良事業に伴う設計委託料、文化財調査委託料の執行残です。17節、公有財産購入費1,932万8,000円の減額も主なものは、町道吉本本山線道路改良事業に伴うものです。

62ページ、15節、工事請負費2億3,892万3,000円の増額は、竜北中体育館耐震補強・大規模改造工事分です。

67ページ、給料費明細書以降につきましては説明を省略いたします。

以上で、一般会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（笠原良一君） これで終わります。休憩します。昼から1時半でいいですかね。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第18号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,039万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,105万9,000円とする

補正であります。主な理由は、保険給付費が当初予算より伸びておりまして、それにより増額補正をするものです。

続きまして、議案第19号、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,852万1,000円とする補正であります。主な理由としましては、広域連合納付金が当初見込みより増額となるためです。

続きまして、議案第20号、平成24年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,584万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,390万7,000円とする補正であります。主な理由は、保険給付費が当初見込みより減額となるためでございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） それでは議案第21号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ総額8億2,339万4,000円とする補正でございます。

まず、歳出の補正の主なものについてご説明申し上げます。7ページを開けてご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費につきましては、職員の給与関係でございます。職員の異動に伴いまして433万円の減額補正。10目、公共下水道維持費、11節、需用費の修繕料ではございますが、宮原浄化センターの建築物修繕料の執行残による110万円の減額及び事業等の執行残による減額を合わせて歳出総額594万1,000円とする減額補正でございます。

9ページから10ページにかけてまして、下水道職員の給与費の明細書を載せていますので後でご覧ください。

続きまして、歳入のご説明をいたします。6ページを開けてください。20款、

繰入金、5項、5目の一般会計繰入金につきましては、下水道事業の歳出に伴う歳入分の550万円の減額補正でございます。25款、5項、5目の繰越金につきましては、下水道事業費の歳出見込みによります44万1,000円の減額補正で歳入総額594万1,000円の減額補正でございます。

以上で、議案第21号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ総額4,014万3,000円とする補正でございます。

今回の補正につきましては、宅地開発基金の積立基金が1万1,385円と少額であるため、基金の適切なあり方ではないのではと会計監査時に指摘がありましたので、今回、基金積立条例を廃止いたしまして、基金の残額を取り崩すことによるものでございます。

予算書の6ページから7ページをご覧ください。まず歳入では、10款、繰入金、3項、一般会計繰入金、5目、5節の一般会計繰入金を1万2,000円の減額補正及び5項、5目、5節の宅地開発基金繰入金へ収入として1万1,000円の補正をいたしまして、歳入総合計1,000円の減額補正するものです。

歳出では、5款、土木費、5項、住宅費、10目、住宅開発基金、25節、積立金の1,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第22号、平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

以上です。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第23号についてご説明いたします。

平成25年度氷川町一般会計予算について、平成25年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ60億5,074万6,000円とする。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債第2条以降の説明は省きます。

まず歳入からご説明いたします。8ページの事項別明細書をご覧ください。

第5款、町税8億4,983万9,000円を計上しております。前年比1,046万9,000円の増を見込んでおります。

第10款、地方譲与税7,700万円、前年比400万円の減です。第15款、利子割交付金200万円、前年同額です。第20款、配当割交付金50万円、前年同額です。第25款、株式等譲渡所得割交付金10万円、前年同額です。第30款、地方消費税交付金8,500万円、前年同額です。第35款、自動車所得税交付金1,000万円、前年同額です。第40款、地方特例交付金300万円、前年比300万円の減です。第45款、地方交付税27億2,000万円、前年同額です。第50款、交通安全対策特別交付金200万円、前年同額です。第55款、分担金及び負担金9,025万3,000円、前年比1,668万2,000円の増です。第60款、使用料及び手数料9,030万6,000円、前年度比68万円の減です。第65款、国庫支出金7億7,865万5,000円、前年比2億1,760万5,000円の増です。第70款、県支出金5億2,539万円、前年比1億5,700万2,000円の増です。第75款、財産収入607万4,000万円、前年比51万6,000円の減です。第80款、寄附金20万円、前年同額です。第85款、繰入金3億966万6,000円、前年度比778万円の増です。第90款、繰越金7,806万9,000円、前年比485万9,000円の減です。第95款、諸収入2,569万4,000円、前年比30万4,000円の減です。第99款、町債3億9,700万円、前年比840万円の増です。

次に、歳出につきましては、新規事業を中心に説明させていただきます。

まず、41ページをご覧ください。18節、備品購入費681万3,000円につきましては、故障老朽化した非常用発電機の設置と障がい者用屋根付き駐車場の設置分です。公共施設につきましては、見直しを行いまして、屋根付き駐車場は本庁のほか文化センター、健康センターに整備予定です。

43ページ、15節、工事請負費1億2,400万円は、44ページに記載しておりますが、宮原振興局の新館部分の改修と本館の解体の工事費になります。

52ページ、第13節、委託料、滞納整理支援システム委託料329万3,000円は、滞納整理の事務効率化を進めるために新たにシステムを導入するものです。

53ページ、第13節、委託料については、戸籍副本データ管理システム構築委

託料189万円、システム導入に伴うLAN設定委託料63万円を計上しております。これは広域災害を想定し、バックアップ用に北海道に戸籍データを保管するものです。

55ページ、第20項、選挙費、第15目、町長及び町議会議員選挙費782万4,000円、次に56ページ、第35目、参議院議員選挙費942万円につきましては、本年度予定されます選挙に要する経費でございます。

63ページ、第19節、負担金補助及び交付金、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,250万円及び施設開設準備経費補助金1,080万円が計上されております。これは町内2カ所の介護施設整備に関して県費補助金を受けての事業になります。同ページ、第28節、繰出金、介護保険特別会計繰出金1億8,586万円につきましては、前年比1,415万3,000円の増加となっており、介護サービスの増加に伴い、一般会計からの繰り出しが増えております。

73ページ、第10目、竜北福祉センター費220万4,000円の減につきましては、灯油代を前年比230万円減額しております。これは24年度にバーナーの修繕により、熱効率が上がったことにより燃料消費が少なくなったためです。また、修繕料としてポンプ類の交換、トイレの洋式化、家族風呂のエアコン改修等を予定しております。

75ページ、第5目、保健衛生総務費5,142万5,000円の減につきましては、76ページにあります28節、繰出金、国民健康保険特別会計への繰出金の減額が主な理由です。

82ページ、第5目、塵芥処理費は、2,757万3,000円の減となっておりますが、これは生活環境事務組合負担金の減額によるものです。

84ページ、第13節、委託料375万円につきましては、農振地区の見直しに関する計画書の策定業務委託料です。同ページ、第19節、負担金補助及び交付金が前年より1億2,800万円ほど増となっております。

これは85ページに記載しております献穀事業補助金300万円、86ページの1段目にあります100%県補助の青年就農給付金事業補助金2,250万円、農地集積協力金事業費補助金250万円及び機械や設備の3割補助の経営体育成支援事業補助金7,800万円、そしてい業機械再生支援事業補助金900万円が主な理由です。

88ページ、第15節、工事請負費、網道地区幹線排水路浚渫工事、農道有佐1号線舗装工事を予定しております。

92ページ、第35目、林業振興費、前年比115万3,000円の増であります。これは鳥獣被害対策を強化するため、捕獲隊を編成し駆除を行うための経費

が主な理由です。

93 ページ、第5目、林業振興費、前年比159万6,000円の増であります。これは水産資源回復基盤整備交付金事業として、あさりやはまぐりの漁場の耕耘や稚貝をまくための補助金となります。

95 ページ、第13節、委託料、氷川町フットパスづくり事業委託178万3,000円は、県の緊急雇用事業として、町の自然、歴史、建造物等の景観を楽しみながらウォーキングを行う新たな取り組みです。

99 ページ、第19節、負担金補助及び交付金で、戸建住宅耐震診断事業補助金40万円、アスベスト調査分析事業補助金50万円を計上しております。これは耐震やアスベスト調査に対して補助を行うものです。

100 ページ、第15目、道路新設改良費につきましては、前年比1億7,836万6,000円の増となっております。これは第13節、委託料1億6,550万円、第15節、工事請負費2億9,162万円、第17節、公有財産購入費1,897万3,000円、第22節、補償補填及び賠償金2,215万円を予定しており、スマートインターチェンジのアクセス道路改良事業及び町道新設事業によるものです。

104 ページ、第28節、繰出金、下水道事業特別会計繰出金3億1,834万1,000円で前年比881万8,000円の増となっております。

105 ページ、第15節、工事請負費472万3,000円は、若葉団地の塗装及び排水溝の改修工事分です。

108 ページ、第18節、備品購入費972万2,000円は、消防用無線機50台、防災無線の戸別受信機120台、消防用小型ポンプ2台の購入費です。

114 ページ、第10項、小学校費、第5目、学校管理費、13節委託料に竜北西部小学校校舎耐震補強・大規模改造実施設計委託を予定しております。

117 ページ、第18節、備品購入費につきましては、学校図書の実のため、図書費として各学校20万円を増額して60万円としております。

119 ページ、第15項、中学校費、第5目、学校管理費、第13節、委託料として竜北中学校校舎耐震補強・大規模改造実施設計委託を予定しております。

125 ページ、第11節、需用費の修繕料としてだれにでも使いやすい施設を目的に、文化センターと氷川町公民館の1階トイレを男女各1基ずつ、和式から洋式トイレに改修を予定しております。

また、126 ページの18節、備品購入費では氷川町公民館用として老朽化に伴いまして、会議用テーブルと椅子の購入を、文化センターに障がい者用屋根付きカーポートの設置を予定しております。

128ページ、第13節、委託料として図書館建設実施設計委託を予定しております。

135ページ、第5項、公債費、第5目、元金では4億7,671万3,000円となり、前年比1,153万4,000円の増額となります。

136ページ以降の給与明細書につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第23号、平成25年度氷川町一般会計予算の説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第24号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2枚お開けいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億8,139万1,000円とするものです。

主な項目をご説明いたします。歳出、19ページをお願いします。

10、項の5、目の5、一般被保険者療養給付費、19節、負担金補助及び交付金の10億5,200万円診療報酬、それから款の10、項の10、目の5、一般被保険者高額療養費、19節、負担金補助及び交付金1億2,400万円を合わせまして、昨年度に比べて4%ほどの伸びで計上をいたしております。

歳入の8ページをお願いいたします。款の5、項の5、目の5、一般被保険者国民健康保険税4億2,207万5,000円、同じく目の10、退職被保険者等国民健康保険税2,719万7,000円は、平成24年度の課税標準額をもとに計算をして計上しております。

続きまして、議案第25号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2枚お開けください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,278万4,000円とするものです。

主な項目をご説明いたします。歳出、10ページをお願いします。

款の10、項の5、目の5、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金補助及び交付金1億4,885万円は、広域連合への納付金であります。

歳入6ページをお願いします。款の5、項の5、目の5、特別徴収保険料7,847万1,000円、同じく目の10、普通徴収保険料、5節、現年度分2,615万6,000円は、平成24年度の被保険者数と課税標準額をもとに広域連合から

示されている額を計上しております。

続きまして、議案第26号、平成25年度氷川町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2枚お開けください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億6,422万8,000円とするものです。主な項目をご説明いたします。

歳出、20ページをお願いします。款の17、項の5、目の5、要支援二次予防事業費です。13、委託料、総合事業訪問リハビリテーション委託料376万4,000円は、新規事業としまして、要介護認定におきまして要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目のない総合的なサービスの提供や虚弱、ひきこもりなど介護保険利用に結び付かない高齢者に円滑なサービス導入を目的に介護予防、地域支援事業等とサービスを組み合わせて総合的に日常生活を支援する事業です。

歳入、8ページをお願いします。款の15、項の10、目の10、地域支援事業交付金、5節、現年度分介護予防・日常生活支援総合事業費276万2,000円、こちら歳出でご説明いたしました総合事業訪問リハビリテーション委託料を含めました地域支援事業の国庫補助分を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） それでは、建設下水道課の議案第27号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,269万4,000円とする予算でございます。対前年度比といたしましては8.22%の減額予算となっております。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては2億円を最高額といたしております。

それでは歳出のほうから主なものを説明させていただきます。11ページを開けてご覧ください。5款、5項の公共下水道事業費、5目、総務管理費の2節、給料から4節、共済費までは職員給与関係でございます。下水道職員4名分の2,656万8,000円を、8節、報償費については受益者負担金一括納付者に対する報償金299万9,000円を計上いたしております。

12ページの13節、委託料では、下水道台帳更新業務委託、271万9,000円、特定環境保全公共下水道事業で竜北処理区の事業計画の見直しが平成26年度末となっておりますので、これに伴いまして全体計画の見直しの業務委託550万円の合計821万9,000円を計上いたしております。

次に13ページの10目、公共下水道維持費の主なものといたしましては、11節、需用費でマンホールポンプ場の電気代、建築物修繕、管路修繕料に係る979万2,000円、13ページから14ページにかけての13節、委託料でマンホールポンプ場の管理、汚泥処分業務と指定管理者への宮原浄化センター管理業務委託費の4,602万1,000円、19節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金といたしまして5,815万4,000円を計上いたしております。

15目、公共下水道建設費の主なものといたしましては、15節、工事請負費で竜北処理区の管渠築造工事費3億500万円、次の15ページの22節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴う上水道施設の移転補償費2,500万円を計上いたしております。

10款、5項、5目の個別排水処理事業費、11節、需用費から13節、委託料まで、宮原地区の合併浄化槽32基分の管理費といたしまして245万6,000円を計上いたしております。同ページの15款、5項の公債費では、5目、元金、23節、償還金利子及び割引料の1億8,694万6,000円を計上、10目、利子では8,672万4,000円を計上いたしております。

開けまして17ページから23ページまでは下水道職員の給与に関する調書、24ページには債務負担行為における調書につきまして載せておりますので、ご覧ください。

25ページをご覧ください。地方債に関する調書につきまして、当該年度末における現在高見込額は40億556万5,000円でございます。

続いて歳入のほうに移りたいと思います。7ページをご覧ください。歳入の主なものといたしましては、5款、分担金、負担金、5項、負担金、5目、5節の分担金につきましては、受益者分担金といたしまして1,861万3,000円を計上いたしております。10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきましては、1億1,160万円を計上いたしております。

次の8ページの15款、5項の国庫補助金、5目、5節の下水道補助金につきましては、1億4,980万円を計上いたしております。

9ページの20款、繰入金、5項、5目、5節の一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金3億1,834万1,000円を計上いたしております。

25款、5項、5目、5節の繰越金につきましては、繰越額の400万円を計上いたしております。

次の10ページに移りまして、35款、5項の町債、5目、5節の下水道債では1億6,850万円を計上いたしております。

最後に4ページをご覧ください。第2表の地方債につきましては、下水道債の限度額を1億6,850万円といたしております。

以上で、議案第27号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第28号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対前年度比といたしまして、2.25%の減額予算となっております。

開けてもらいまして1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,924万2,000円とする予算でございます。第2条、一次借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により借入れの最高額を5,000万円といたしております。

それでは、歳出から主な予算を説明させていただきます。8ページをご覧ください。5款、土木費、5項、住宅費、5目、住宅用地費造成費、19節、負担金補助及び交付金では、3年間の固定資産税の半額補助といたしまして、定住促進分譲住宅補助金38万3,000円を計上いたしております。7款、5項の公債費、3目、元金、23節、償還金利子及び割引料では、建設費の借入金の元金3,789万2,000円、5目、利子、23節、償還金利子及び割引料の91万7,000円を計上いたしております。

次の10ページをご覧ください。地方債に関する調書については、当該年度末における現在高見込み額は、3,112万5,000円でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。6ページをご覧ください。10款、繰入金、3項、5目、5節の一般会計繰入金につきましては、一般会計より3,915万8,000円の繰入金を計上いたしております。

以上で、議案第28号、平成25年度氷川町宅地開発事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第29号、第一次氷川町総合振興計画（基本計画）の変更について、ご説明いたします。

第一次氷川町総合振興計画（基本計画）を別紙のとおり変更するため、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、第一次氷川町総合振興計画において、基本計画については、前期基本計画の目標年次の平成24年度で見直す計画となっているためです。見直しにつきましては、各種団体長20名を構成員としました策定審議会に諮問し、計画を検討し、2月に答申をいただきました。作業の中では、策定審議会3回、291本の事業評価、職員プロジェクト会議10回、各課による計画修正依頼3回、ヒアリング調査を行っております。計画書の概要としましては、前期の計画事業数291本が後期は339本に増えており、うち77事業は後期の方で新たに追加をしております。

施策の体系、方針、事業名称につきましては、変更箇所はすべて青色で着色をしております。また、分かりやすい計画書にするために、すべての事業について事業内容を掲載しております。

以上で、基本計画の変更についての説明を終わります。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 続きまして、諮問第1号につきまして提案を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。住所、八代郡氷川町鹿島1528番地2、伊藤直江、生年月日、昭和17年2月10日生まれでございます。

同氏は教育者として培ってきた豊富な経験を生かし、社会貢献の精神に基づき、中立公正な立場で熱意を持って人権啓発等に積極的に取り組んでこられ、地域住民から深く信頼をされております。平成16年から人権擁護委員として人権思想の普及高揚に努め、今後さらなる活動が期待できますので、再度人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号、同様に人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。住所、八代郡氷川町高塚1287番地1、氏名、永田俊雄、生年月日、昭和20年1月6日生まれでございます。

同氏は広く社会の実情に精通をし、地域住民から深く信頼をされ、中立公正な立場で日頃から熱意を持って人々に寄り添いながら、人権啓発に積極的に取り組んでおられます。平成19年から人権擁護委員として高齢者及び地域の人権問題に積極的に取り組まれ、今後さらなる活動が期待をできますので、再度人権擁護委員候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号、これも同様に人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
住所、八代郡氷川町河原63番地、氏名、守正信、生年月日、昭和24年9月3日
生まれでございます。

同氏は法雲寺の住職及び保育園園長として、広く社会の実情に精通をし、地域
住民から深く信頼され、また民生児童委員としての豊富な経験を生かし、社会貢献
の精神に基づき、中立公正な立場で熱意を持って人権啓発等の活動に積極的に取り
組んでおられます。平成19年から人権擁護委員として子ども及び高齢者の人権問
題に積極的に取り組まれ、今後さらなる活動が期待をできますので、再度人権擁護
委員候補者として推薦をしてよろしいか、議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（笠原良一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

-----○-----

散会 午後2時15分